

東大和市 子ども・子育て未来プラン

第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画

第1期新・放課後子ども総合プランに基づく
東大和市行動計画

第1期東大和市次世代育成支援行動計画

第1期東大和市子ども・若者計画

第1期東大和市子どもの貧困対策計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度



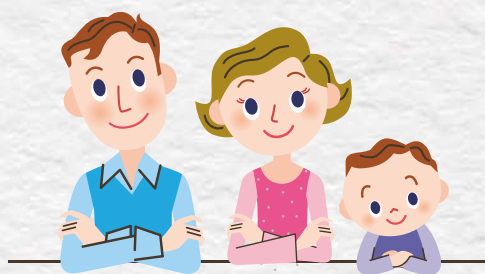
第1回東大和市まちフォトコンテスト最優秀賞作品

令和2(2020)年3月
東大和市

計画の策定

計画策定の趣旨

- 市では、これまで「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5か年を計画期間とする「東大和市子ども・子育て支援事業計画」を平成27(2015)年3月に策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に進めてきました。
- 「東大和市子ども・子育て支援事業計画」が平成31(2019)年度で最終年度を迎えることから、結婚、妊娠、出産、乳幼児期、学童期、青年期にわたる子どもたちの成長と若者・子育て世代を切れ目なく包括的に支援することを目的として、「市町村次世代育成支援行動計画」、「市町村子ども・若者計画」、「市町村における子どもの貧困対策についての計画(市町村計画)」を包含し、一体的な計画として『東大和市子ども・子育て未来プラン』を策定するものです。
- 市では、刻々と変化する社会状況や環境等に対応しつつ、市における各行政計画等との連携を図りながら、子ども・若者、子育て支援施策を総合的に推進し、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指していきます。



計画の位置付け

- 東大和市子ども・子育て未来プランは、東大和市のすべての子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代を支援するための総合的な計画です。市民一人ひとりが子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者、地域の関係者等と行政が相互に協力し、地域社会が一体となって子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代の支援を推進していけるよう、次に掲げる5つの計画を一体的に策定するものです。

- 1 第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画
- 2 第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画
- 3 第1期東大和市次世代育成支援行動計画
- 4 第1期東大和市子ども・若者計画
- 5 第1期東大和市子どもの貧困対策計画



計画の期間

本計画のうち、「第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画」、「第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画」及び「第1期東大和市次世代育成支援行動計画」については、子ども・子育て支援法第61条及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、令和2（2020）年

度から令和6（2024）年度までの5か年を計画期間としています。

併せて、本計画に包含する「第1期東大和市子ども・若者計画」、「第1期東大和市子どもの貧困対策計画」についても、上記の計画期間と合わせた計画期間としています。



計画の対象

本計画の対象となる子ども・若者の範囲については、次のとおりとします。

計画名	対象	
第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画	教育・保育	未就学児・保護者
	地域子ども・子育て支援	18歳未満・保護者
第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画	小学校就学児童	
第1期東大和市次世代育成支援行動計画	18歳未満	
第1期東大和市子ども・若者計画	乳幼児期から30代まで	
第1期東大和市子どもの貧困対策計画	原則20歳まで	



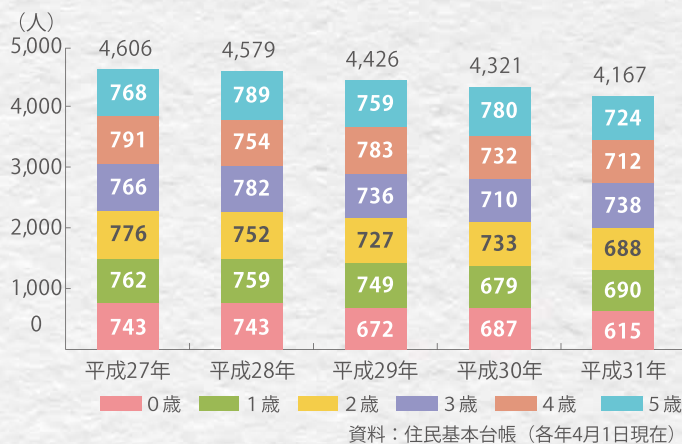
子ども・子育てを取り巻く現状

東大和市の状況

1 人口の状況

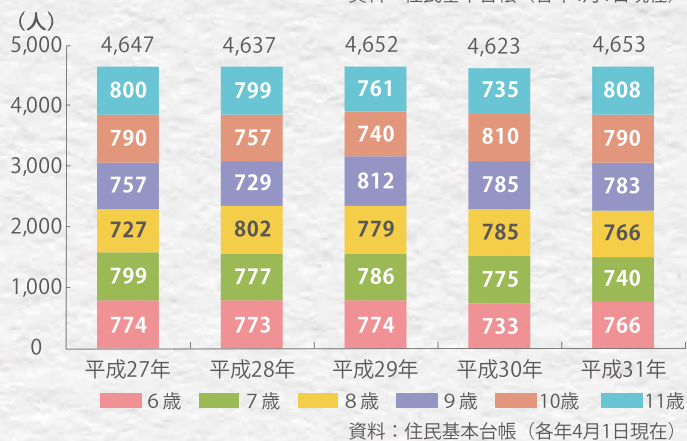
年齢別就学前児童数の推移

○ 市の0歳から5歳までの子ども人口は平成27(2015)年以降減少しており、平成31(2019)年4月現在で4,167人となっています。



年齢別就学児童数の推移

○ 市の6歳から11歳までの子ども人口は平成27(2015)年以降ほぼ横ばいで推移しており、平成31(2019)年4月現在で4,653人となっています。



2 教育・保育サービス等の状況

保育施設待機児童数の推移

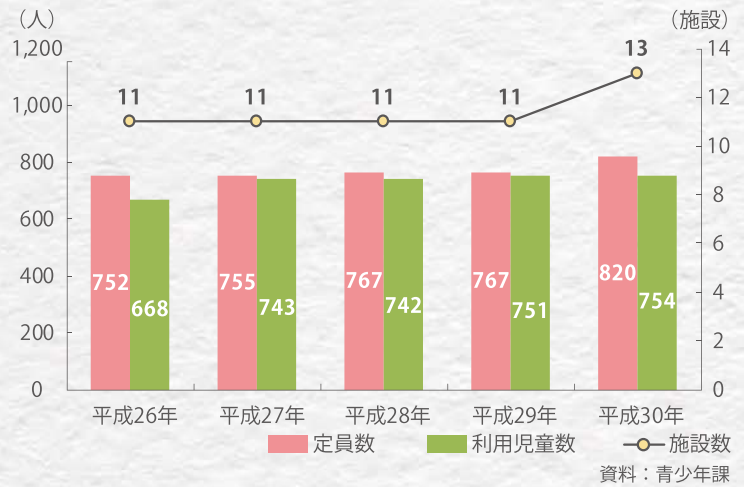
○ 市の待機児童数の推移をみると、平成30(2018)年に大きく増加し、24人となっています。



3 放課後児童健全育成事業（学童保育所）の状況

放課後児童クラブの状況

○ 市内の学童保育所（民設民営学童保育所を含む）の定員数及び施設数については増加で推移しており、平成 30（2018）年度の定員数は 820 人、施設数は 13 施設となっています。



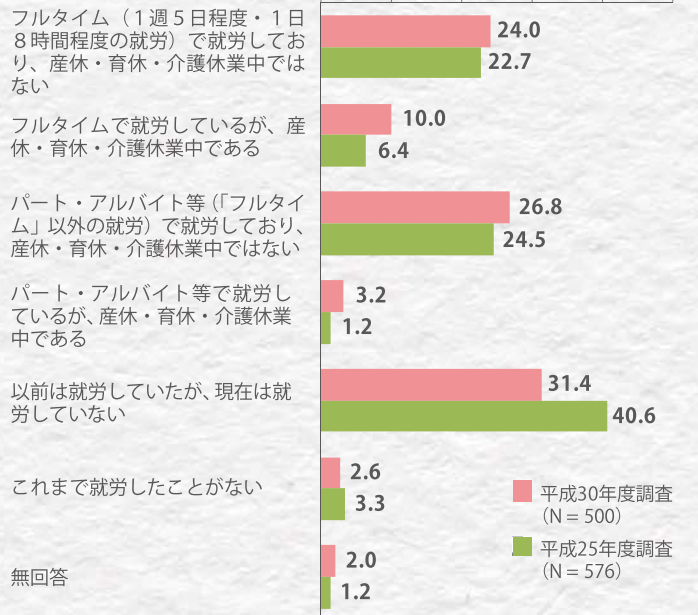
子ども・子育て支援ニーズ調査結果からみえる現状

1 子どもと家族の状況について（未就学児）

母親の就労状況

- 「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 31.4%と最も高くなっています。
- 平成 25（2013）年度調査と比較すると、「フルタイム」、「パート・アルバイト等」の割合が増加しています。

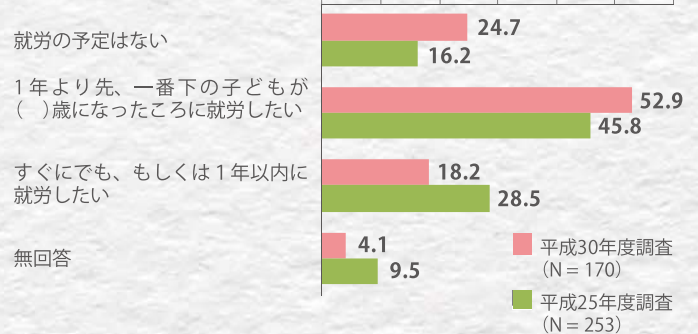
〈母親の就労状況〉



母親の就労意向（未就労者の就労意向）

- 「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が 52.9%と最も高くなっています。
- 平成 25（2013）年度調査と比較すると、「就労の予定はない」「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が増加しています。

〈母親の就労意向〉



計画の基本的な考え方

施策の体系

[基本理念]

あふれる笑顔で
すべての子どもたちの豊かな心と幸せを育むまち
東大和

[基本目標]

1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります

【対応・関連する計画】

- 第2期子ども・子育て支援事業計画
- 第1期次世代育成支援行動計画

2 ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります

【対応・関連する計画】

- 第2期子ども・子育て支援事業計画
- 第1期次世代育成支援行動計画
- 第1期新・放課後子ども総合プランに基づく市行動計画

3 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります

【対応・関連する計画】

- 第2期子ども・子育て支援事業計画
- 第1期次世代育成支援行動計画
- 第1期新・放課後子ども総合プランに基づく市行動計画

4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります

【対応・関連する計画】

- 第1期子ども・若者計画

5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

【対応・関連する計画】

- 第1期子どもの貧困対策計画

[施策の方向性]

(1) 子育て家庭に対する相談体制の充実

(2) 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

(3) 妊娠・出産・育児期の健康づくりへの支援

(4) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

(1) 家庭教育の充実

(2) 幼児教育・学校教育の充実

(3) 就学前教育と小学校教育との連携

(4) 子どもの健全な成長への支援

(5) 放課後等の居場所づくりへの支援

(1) 子どもたちの安全の確保

(2) 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

(4) 健やかな成長を支える教育・保育環境の充実

(1) 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の充実

(2) 青少年の健全育成の推進

(3) 生きづらさを抱える若者への支援

(1) 児童虐待防止対策の推進

(2) 子どもと子どもの育ちを支える者への支援(家庭的養護を含む)

(3) 貧困の状況にある子どもたちへの支援

(4) 障害のある子どもへの支援

施策の展開

》基本目標 1 》妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、妊産婦や子育て家庭が感じる孤立感、子育ての負担感を減らし、安心して子育てができるよう、すべての子ども及び子育て家庭を対象とした、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要です。

妊産婦や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭を取り巻く様々な生活課題への相談

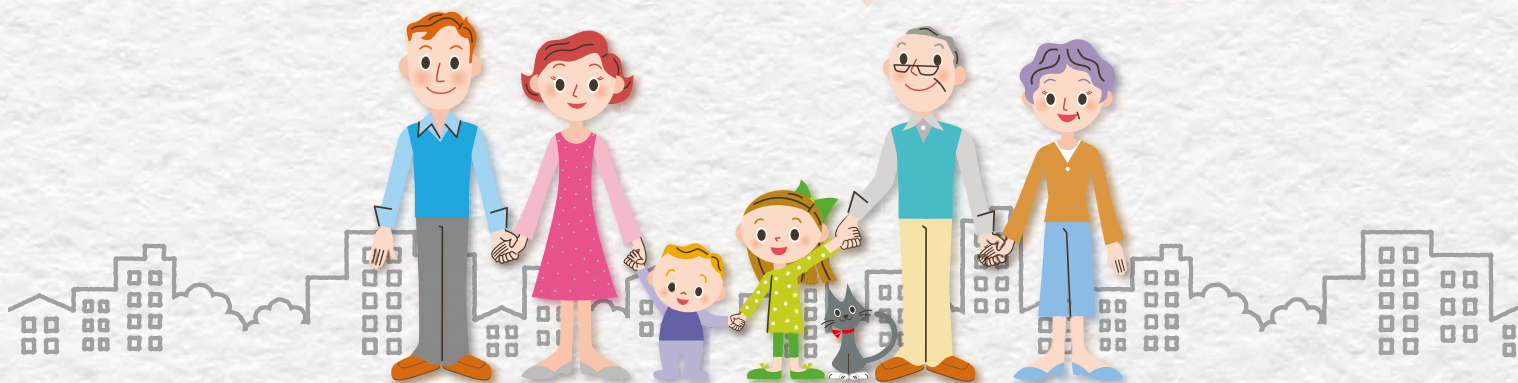
等に応じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、出産・子育ての不安を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる仕組みをつくります。



施策の方向性

- 1 子育て家庭に対する相談体制の充実
- 2 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備
- 3 妊娠・出産・育児期の健康づくりへの支援
- 4 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

あふれる笑顔で
すべての子どもたちの豊かな心と幸せを育むまち 東大和



》 基本目標 2 》 ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連

携が深まる取組を進めます。

また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生き育てることの意義を学べる機会の提供などの取組を進めます。

施策の方向性

- 1 家庭教育の充実
- 2 幼児教育・学校教育の充実
- 3 就学前教育と小学校教育との連携
- 4 子どもの健全な成長への支援
- 5 放課後等の居場所づくりへの支援



》 基本目標 3 》 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、保育ニーズが高まっています。

このような保育ニーズの高まりに対応していきけるよう、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画

的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携・協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境をつくります。

施策の方向性

- 1 子どもたちの安全の確保
- 2 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり
- 3 子育てを支援する生活環境の整備
- 4 健やかな成長を支える教育・保育環境の充実



》基本目標4》 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります

次代を担う子どもや若者たちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。

すべての子どもや若者たちの最善の利益が守られ、健やかに学び成長でき、社会の一員として自立していける地域をつくります。



施策の方向性

- 1 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の充実
- 2 青少年の健全育成の推進
- 3 生きづらさを抱える若者への支援

》基本目標5》 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

障害のある児童等、配慮が必要な子どもについては、子どもや保護者のニーズに応じ、子どもの特性に合わせた継続的で適切な支援が必要です。

児童虐待については、地域社会が一体となって児童虐待の未然防止・早期発見に取り組む

ことが必要です。

経済的困難を抱える等、貧困の状況にある子どもや保護者、子育て家庭の支援については、国が示す方向性等を踏まえながら、関係機関と連携して相談や負担軽減などの支援施策を行うことで、総合的な対応を図ります。



施策の方向性

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 子どもと子どもの育ちを支える者への支援(家庭的養護含む)
- 3 貧困のある状況にある子どもたちへの支援
- 4 障害のある子どもへの支援

子ども・子育て支援事業

第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画 第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画

子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町村は国が示す「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとされています。

本計画では、この「基本指針」に基づき、現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期を定めています。



幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育

(単位：人)

		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
			教育希望 が強い	左記以外		
令和2年度 (2020年度)	見込み量(A)	723	134	1,260	774	196
	提供量(B)	1,069	1,541		730	192
	過不足分 (B)－(A)	346	147		▲44	▲4
令和3年度 (2021年度)	見込み量(A)	709	132	1,236	772	191
	提供量(B)	1,069	1,541		730	192
	過不足分 (B)－(A)	360	173		▲42	1
令和4年度 (2022年度)	見込み量(A)	664	123	1,158	766	187
	提供量(B)	1,069	1,534		766	207
	過不足分 (B)－(A)	405	253		0	20
令和5年度 (2023年度)	見込み量(A)	649	121	1,131	753	183
	提供量(B)	1,069	1,588		794	207
	過不足分 (B)－(A)	420	336		41	24
令和6年度 (2024年度)	見込み量(A)	633	118	1,102	736	179
	提供量(B)	1,069	1,588		794	207
	過不足分 (B)－(A)	436	368		58	28



地域子ども・子育て支援事業

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
時間外保育事業（延長保育事業）(人)	量の見込み(A)	420	411	398	389	379
	確保策(B)	420	411	398	389	379
	差引(B)－(A)	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）(人)	量の見込み(A)	926	907	904	876	853
	確保策(B)	827	857	887	872	872
	差引(B)－(A)	▲99	▲50	▲17	▲4	19
子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）(人日※年間延べ利用者数)	量の見込み(A)	28	28	28	28	28
	確保策(B)	192	192	192	192	192
	差引(B)－(A)	164	164	164	164	164
地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）(人日※年間延べ利用者数)	量の見込み(A)	6,537	6,366	6,379	6,239	6,101
	確保策(B)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	差引(B)－(A)	5,463	5,634	5,621	5,761	5,899
一時預かり事業（幼稚園による一時預かり事業）(人)	量の見込み(A)	126	123	116	113	110
	確保策(B)	126	123	116	113	110
	差引(B)－(A)	0	0	0	0	0
一時預かり事業（一時保育事業・緊急一時保育事業）(人日※年間延べ利用者数)	量の見込み(A)	4,097	4,004	3,876	3,788	3,698
	確保策(B)	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160
	差引(B)－(A)	6,063	6,156	6,284	6,372	6,462
病児保育事業（病児・病後児保育事業）(人日※年間延べ利用者数)	量の見込み(A)	1,184	1,161	1,136	1,111	1,088
	確保策(B)	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
	差引(B)－(A)	496	519	544	569	592
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）(人日※年間延べ利用者数)	量の見込み(A)	285	285	285	285	285
	確保策(B)	285	285	285	285	285
	差引(B)－(A)	0	0	0	0	0
利用者支援事業（保育コンシェルジュ事業・特定型）(箇所)	量の見込み(A)	1	1	1	1	1
	確保策(B)	1	1	1	1	1
	差引(B)－(A)	0	0	0	0	0
利用者支援事業（母子保健型）(箇所)	量の見込み(A)	1	1	1	1	1
	確保策(B)	1	1	1	1	1
	差引(B)－(A)	0	0	0	0	0

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
妊婦健康診査事業 (人回※年間延べ利 用回数)	量の見込み(A)	9,058	8,834	8,666	8,470	8,260
	確保策(B)	9,058	8,834	8,666	8,470	8,260
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
乳児家庭全戸訪問事 業(人回※年間延べ 訪問回数)	量の見込み(A)	647	631	619	605	590
	確保策(B)	647	631	619	605	590
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
養育支援訪問事業 (人回※年間延べ訪 問回数)	量の見込み(A)	21	21	21	21	21
	確保策(B)	72	72	72	72	72
	差引(B)-(A)	51	51	51	51	51

計画の推進



計画の進行管理・評価、推進体制

- 本計画のうち、「第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画」、「第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画」については、庁内関係各課において、具体的な内容を毎年度ごとに点検・評価し、進行管理を行います。
- 計画期間中の進行管理、事業の実施状況等の点検・評価については、市長の附属機関である「東大和市子ども・子育て支援会議」において、専門的知見や市民の立場からの視点で意見や調査審議等を行います。



東大和市子ども・子育て未来プラン(概要版)

発行：東大和市
編集：東大和市子育て支援部 保育課
〒207-8585 東大和市中中央3丁目930番地

発行日：令和2(2020)年3月
電話：042-563-2111(代表)
FAX：042-563-5928